

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月13日
【報告者の氏名又は名称】	日本住宅再生株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03-5425-8802
【事務連絡者氏名】	代表取締役 枚山 幸功
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	日本住宅再生株式会社 (東京都港区虎ノ門四丁目1番28号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、日本住宅再生株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社やすらぎをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

(注9) 本書中の「株券」とは、株式についての権利を指します。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社やすらぎ

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

平成24年1月27日(金曜日)から平成24年3月12日(月曜日)まで(32営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)においては、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(13,821,100株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(20,462,501株)が買付予定数の下限(13,821,100株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(平成24年2月15日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び平成24年2月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年3月13日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	20,462,501(株)	20,462,501(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券()		
株券等預託証券()		
合計	20,462,501	20,462,501
(潜在株券等の数の合計)	()	()

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	204,626
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年7月20日現在)(個)(g)	207,315
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) × 100) (%)	98.70

(注1) 「対象者の総株主等の議決権の数(個)(g)」は、対象者が平成23年11月30日付で提出した第34期第3四半期報告書に記載された平成23年7月20日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者が平成24年2月24日付で提出した「平成24年1月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本決算短信」といいます。)に記載された平成24年1月20日現在の対象者の発行済株式総数(21,025,000株)から、本決算短信に記載された平成24年1月20日現在の対象者が保有する自己株式数(293,227株)を控除した株式数(20,731,773株)に係る議決権の数(207,317個)として計算しております。

(注2) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。